

○監査を担当する主たる担当部局の名称

機関名	担当部局名
内閣官房	内閣総務官室
内閣法制局	長官総務室
国家公務員制度改革推進本部	国家公務員制度改革推進本部事務局総括班
人事院	事務総局総務課広報情報室
内閣府	大臣官房総務課
宮内庁	長官官房秘書課調査企画室
公正取引委員会	事務総局官房総務課
国家公安委員会	国家公安委員会会務官
警察庁	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
金融庁	総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室
消費者庁	総務課
復興庁	総括官付参事官(国会班(文書管理・情報公開))
総務省	大臣官房政策評価広報課
公害等調整委員会	公害等調整委員会事務局総務課企画法規係
消防庁	総務課
法務省	大臣官房秘書課個人情報保護係
公安審査委員会	公安審査委員会事務局
公安調査庁	総務部総務課審理室
検察庁	最高検察庁監察指導部監察指導課
外務省	大臣官房総務課
財務省	大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
国税庁	長官官房監督評価官室
文部科学省	大臣官房総務課文書情報管理室情報公開・個人情報保護係
文化庁	長官官房政策課
厚生労働省	大臣官房総務課情報公開文書室
中央労働委員会	中央労働委員会事務局総務課
農林水産省	大臣官房評価改善課
林野庁	林政部林政課(主担当:農林水産省大臣官房評価改善課)
水産庁	漁政部漁政課(主担当:農林水産省大臣官房評価改善課)
経済産業省	大臣官房秘書課監察室(大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室員が併任)
資源エネルギー庁	大臣官房秘書課監察室(長官官房総合政策課員が併任)
特許庁	総務部秘書課情報公開推進室
中小企業庁	大臣官房秘書課監察室(長官官房参事官室員が併任)
国土交通省	総合政策局情報政策課
運輸安全委員会	運輸安全委員会事務局総務課広報室
観光庁	総務課
気象庁	総務部総務課
海上保安庁	監察官事務室
環境省	大臣官房総務課情報公開閲覧室
防衛省	保有個人情報管理に係る事務を統括管理等する機関保護管理者単位で指定する監査責任者が所属する機関(部隊)における部課室
会計検査院	事務総長官房法規課個人情報保護係及び事務総長官房上席情報処理調査官

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
警察庁	運転者管理ファイル	電算処理	更生保護法第14条	中央更生保護審査会	無		○
総務省	総合無線局管理ファイル(1ファイル)	電算処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	総合無線局管理ファイル(1ファイル)	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
法務省	被收容者身帳簿(15ファイル59回)	マニュアル処理	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	被收容者身帳簿(101ファイル2475回)	マニュアル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	被收容者身帳簿(61ファイル365回)	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	被收容者身帳簿(3ファイル7回)	マニュアル処理	弁護士法第70条の7	弁護士会	無		○
	被收容者身帳簿(12ファイル13回)	マニュアル処理	国の債権の管理等に関する法律第11条	総務省人事・恩給局、裁判所、財務局	無		○
	被收容者身帳簿(176ファイル632回)	マニュアル処理	更生保護法第28条、第30条	保護観察所、地方更生保護委員会	無		○
	被收容者身帳簿(76ファイル668回)	マニュアル処理	生活保護法第29条	都道府県、市町村、社会福祉事務所	無		○
	被收容者身帳簿(33ファイル579回)	マニュアル処理	出入国管理及び難民認定法第28条第2項、第59条の2、第62条第2項	入国管理局	無		○
	被收容者身帳簿(69ファイル1124回)	マニュアル処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県、市町村、保健所	無		○
	被收容者身帳簿(9ファイル19回)	マニュアル処理	労働者災害補償保険法第49条の3	労働局	無		○
	被收容者身帳簿(22ファイル54回)	マニュアル処理	民事訴訟法第151条第1項第6号	裁判所	無		○
	被收容者身帳簿(19ファイル47回)	マニュアル処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	被收容者身帳簿(23ファイル54回)	マニュアル処理	国税徴収法第141条	国税局、税務署、県税事務所	無		○
	被收容者身帳簿(24ファイル64回)	マニュアル処理	国税徴収法第146条の2	国税局、税務署、都道府県、警察署	無		○
	被收容者身帳簿(1ファイル129回)	マニュアル処理	法人税法第156条の2	国税局、税務事務所	無		○
	被收容者身帳簿(5ファイル7回)	マニュアル処理	平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第29条	市町村	無		○
	被收容者身帳簿(26ファイル56回)	マニュアル処理	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第33条	市町村	無		○
	被收容者身帳簿(22ファイル52回)	マニュアル処理	児童福祉法第56条第8項	児童相談所、市町村	無		○
	被收容者身帳簿(11ファイル41回)	マニュアル処理	住民基本台帳法第34条	市町村	無		○
	被收容者身帳簿(18ファイル43回)	マニュアル処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県	無		○
	被收容者身帳簿(14ファイル38回)	マニュアル処理	道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
	被收容者身帳簿(83ファイル977回)	マニュアル処理	地方税法第20条の11	都道府県、市町村	無		○
	被收容者身帳簿(2ファイル2回)	マニュアル処理	地方税法第155号	都道府県	無		○
	被收容者身帳簿(1ファイル1回)	マニュアル処理	地方税法第707条	市町村	無		○
	被收容者身帳簿(1ファイル1回)	マニュアル処理	人身保護法第9条第1項	裁判所	無		○
	被收容者身帳簿(2ファイル2回)	マニュアル処理	所得税法第235条第2項	税務署	無		○
	被收容者身帳簿(40ファイル167回)	マニュアル処理	児童扶養手当法第30条	都道府県、市町村、社会福祉事務所	無		○
	被收容者身帳簿(3ファイル4回)	マニュアル処理	児童手当法第28条	市町村	無		○
	被收容者身帳簿(53ファイル927回)	マニュアル処理	国民健康保険法第113条の2第1項	市町村	無		○
	被收容者身帳簿(12ファイル20回)	マニュアル処理	高齢者の医療の確保に関する法律第138条	後期高齢者医療広域連合、市町村	無		○
被收容者身帳簿(1ファイル1回)	マニュアル処理	厚生年金保険法第100条の2	厚生労働省	無		○	
被收容者身帳簿(12ファイル108回)	マニュアル処理	公営住宅法第34条	都道府県、市町村	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿 (1ファイル5回)	マニュアル 処理	関税法第119条第2項	税関	無		○
	被收容者身分帳簿 (14ファイル23回)	マニュアル 処理	介護保険法第203条	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項	都道府県公安委員会	無		○
	被收容者身分帳簿 (5ファイル15回)	マニュアル 処理	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認地方第三者委員会	無		○
	被收容者身分帳簿 (3ファイル3回)	マニュアル 処理	賞金の支払いの確保等に関する法律第12条の2第1項	労働基準監督署	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第22条	保護観察所	無		○
	被收容者身分帳簿 (17ファイル283回)	マニュアル 処理	国民年金法第108条	年金事務所	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	公職選挙法第21条第4項	市町村選挙管理委員会	無		○
	被收容者身分帳簿 (10ファイル53回)	マニュアル 処理	家事審判規則第8条	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	遺失物法第12条	警察署	無		○
	被收容者人名簿 (2ファイル5回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	被收容者人名簿 (11ファイル16回)	マニュアル 処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル7回)	マニュアル 処理	弁護士法第67条第3項	弁護士会	無		○
	被收容者人名簿 (6ファイル15回)	マニュアル 処理	生活保護法第29条	都道府県、市町村	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	民事訴訟法186条	裁判所	無		○
	被收容者人名簿 (10ファイル33回)	マニュアル 処理	地方税法第20条の11	都道府県、市町村	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	児童福祉法第56条第8項	市町村	無		○
	被收容者人名簿 (6ファイル22回)	マニュアル 処理	児童扶養手当法第30条	社会福祉事務所、市町村	無		○
	被收容者人名簿 (2ファイル3回)	マニュアル 処理	国税徴収法第146条の2	都税事務所	無		○
	被收容者人名簿 (2ファイル3回)	マニュアル 処理	介護保険法第203条	市町村	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	家事審判規則第8条	裁判所	無		○
	被收容者人名簿 (2ファイル2回)	マニュアル 処理	労働者災害補償保険法第49条の3	労働局	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第33条	市町村	無		○
	被收容者人名簿 (6ファイル20回)	マニュアル 処理	国民健康保険法第113条の2第1項	市町村	無		○
	被收容者人名簿 (3ファイル3回)	マニュアル 処理	高齢者の医療の確保に関する法律第138条	都道府県、市町村	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (32ファイル493回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	更生保護法第30条	保護観察所	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (2ファイル6回)	マニュアル 処理	生活保護法第29条	都道府県、市町村	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (2ファイル26回)	マニュアル 処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (2ファイル2回)	マニュアル 処理	道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (6ファイル13回)	マニュアル 処理	生活保護法第29条	都道府県、市町村	無		○
	作業報奨金計算高基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	国税徴収法第141条	国税局	無		○
	診療録 (8ファイル16回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
診療録 (11ファイル122回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○	
診療録 (29ファイル211回)	マニュアル 処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	診療録 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	弁護士法第67条第3項	弁護士会	無		○
	診療録 (3ファイル9回)	マニュアル 処理	更生保護法第30条	保護観察所	無		○
	診療録 (2ファイル2回)	マニュアル 処理	生活保護法第29条	都道府県、市町村、社会福祉事務所	無		○
	診療録 (2ファイル2回)	マニュアル 処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	診療録 (6ファイル80回)	マニュアル 処理	出入国管理及び難民認定法第28条第2項、第59条の2、第61条の8、第62条第2項	入国管理局	無		○
	診療録 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	国民年金法第108条	年金事務所	無		○
	診療録 (2ファイル5回)	マニュアル 処理	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項	保健所	無		○
	診療録 (2ファイル5回)	マニュアル 処理	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7	保健所	無		○
	診療録 (7ファイル64回)	マニュアル 処理	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の11第1項	保健所	無		○
	診療録 (2ファイル13回)	マニュアル 処理	介護保険法第27条第3項	市町村	無		○
	診療録 (4ファイル157回)	マニュアル 処理	医療法第1条の4第3項	医療機関	無		○
	診療録 (13ファイル363回)	マニュアル 処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	診療録 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第22条	保護観察所	無		○
	診療録 (1ファイル4回)	マニュアル 処理	家事審判規則第8条	裁判所	無		○
	領置金基帳 (46ファイル961回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	領置金基帳 (5ファイル10回)	マニュアル 処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	領置金基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	更生保護法第30条	保護観察所	無		○
	領置金基帳 (3ファイル33回)	マニュアル 処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	領置金基帳 (4ファイル7回)	マニュアル 処理	国税徴収法第141条	国税局、県税事務所	無		○
	領置金基帳 (3ファイル4回)	マニュアル 処理	生活保護法第29条	都道府県、市町村	無		○
	領置金基帳 (2ファイル24回)	マニュアル 処理	道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
	領置金基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	地方税法第20条の11	都道府県、市町村	無		○
	領置金基帳 (23ファイル84回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	領置金基帳 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	領置金基帳 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	国税徴収法第141条	国税局、税務署、県税事務所	無		○
	領置金基帳 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	生活保護法第29条	都道府県、市町村	無		○
	特別領置物品書留簿 (2ファイル47回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	特別領置物品書留簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	生活保護法第29条	都道府県、市町村	無		○
	処遇調査原簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	処遇調査原簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	処遇調査原簿 (4ファイル132回)	マニュアル 処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県、市町村、保健所	無		○
	上訴簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
被收容者入所簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	家事審判規則第8条	裁判所	無		○	
放免簿 (1ファイル1回)	マニュアル 処理	地方税法第20条の11	市町村	無		○	
個別的処遇計画表 (1ファイル23回)	マニュアル 処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	少年簿 (1ファイル62回)	マニュアル 処理	更生保護法第30条	保護観察所	無		○
	少年簿 (2ファイル3回)	マニュアル 処理	生活保護法第29条	社会福祉事務所、市町村	無		○
	少年簿 (1ファイル2回)	マニュアル 処理	地方税法第20条の11	市町村	無		○
	少年簿 (5ファイル51回)	マニュアル 処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県、市町村、保健所	無		○
	少年簿 (1ファイル3回)	マニュアル 処理	児童扶養手当法第30条	市町村	無		○
	在院者人名簿 (2ファイル6回)	マニュアル 処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	日本人帰国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			更生保護法第14条	中央更生保護審査会	無		○
			更生保護法第28条	地方更生保護委員会	無		○
			更生保護法第30条	保護観察所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
			所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	国税庁、税務署	無		○
			相続税法第60条の2、消費税法第63条、金融商品取引法第210条第2項	国税局	無		○
			金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所、市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	日本年金機構	無		○
	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認地方第三者委員会	無		○		
	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
少年院法第13条第2項			少年院	無		○	
更生保護法第14条			中央更生保護審査会	無		○	
更生保護法第28条			地方更生保護委員会	無		○	
更生保護法第30条			保護観察所	無		○	
関税法第105条の2、同法第119条第2項			税関	無		○	
所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2			国税庁、税務署	無		○	
相続税法第60条の2、消費税法第63条、金融商品取引法第210条第2項			国税局	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所、市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	日本年金機構	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認地方第三者委員会	無		○
	外国人登録記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			更正保護法第14条	中央更生保護審査会	無		○
			更正保護法第28条	地方更生保護委員会	無		○
			更生保護法第30条	保護観察所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
			所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	国税庁、税務署	無		○
			相続税法第60条の2、消費税法第63条、金融商品取引法第210条第2項	国税局	無		○
			金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所、市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	日本年金機構	無		○
	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認地方第三者委員会	無		○		
	上陸審査における個人識別情報提供マスタファイル (1ファイル1431回)		関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
	在留届ファイル(2回)	電算処理	地方税法第20条の11項	市町村	無		○
	在留届ファイル	電算処理	家事審判規則第8条及び第9条	裁判所	無		○
	在留届ファイル	電算処理	相続税法第60条の2	国税局	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	遺失物法第12条	警察署	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	国税犯則取締法第1条第2項、所得税法第235条、消費税法第63条	国税庁、国税局、税務署	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
外務省	旅券管理マスタファイル	電算処理	関税法第105条の2及び第119条第2項、消費税法第63条	税関	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第2項	厚生労働省	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	民事訴訟法第186条及び第226条、家事審判規則第8条及び第9条	裁判所	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第1項	弁護士会	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	金融証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	生活保護法第8条及び第29条	福祉事務所	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	児童福祉法第11条第1項及び第25条の6	児童福祉事務所	無		○
国税庁	個人課税台帳(519ファイル)	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	青色決算書・収支内訳書(519ファイル)	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	相続税決議書(一般)(392ファイル)	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	相続税決議書(納税猶予)(63ファイル)	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	支払決議書(505ファイル)	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条第1項	会計検査院	有	○	
	源泉徴収義務者ファイル(524ファイル)	電算処理	国家公務員法第100条第4項	人事院	有		○
	個人課税台帳(136ファイル)	マニュアル処理	恩給法第58条の4及び旧国会議員互助年金法第15条の2	総務省人事・恩給局	無		○
厚生労働省	医籍	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	歯科医籍	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	保健師籍	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	助産師籍	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	看護師籍	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	診療放射線技師籍	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	臨床検査技師名簿	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	衛生検査技師名簿	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	歯科技工士名簿	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	義肢装具士名簿	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	理学療法士名簿	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	作業療法士名簿	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	臨床工学技士名簿	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	視能訓練士名簿	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	雇用保険被保険者ファイル	電算処理	刑事訴訟法第507条	地方検察庁、区検察庁	無		○
	求職者支援制度における訓練受講者台帳	電算処理	刑事訴訟法第507条	地方検察庁、区検察庁	無		○
	外国人雇用状況届出ファイル	電算処理	雇用対策法第29条	法務省	無		○
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
厚生労働省	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	年金受給権者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第102条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第15号	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ロ	全国健康保険協会	有		○
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ニ	国家公務員共済組合連合会、 地方公務員共済組合連合会、 日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第15号	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第2号	企業年金連合会	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第13号	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ニ	国家公務員共済組合連合会、 地方公務員共済組合連合会、 日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第15号	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第13号	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ニ	国家公務員共済組合連合会、 地方公務員共済組合連合会、 日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第13号	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ホ	独立行政法人農業者年金基金	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第3号	国民年金基金連合会	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	市町村	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第2号	企業年金連合会	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第6号	沖縄振興開発金融公庫	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第1号	(株)日本政策金融公庫	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令(H21.12.28厚生労働省令第165号)第9条第13号	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	日本銀行	有		○
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ニ	国家公務員共済組合連合会、 農林漁業団体職員共済組合、 地方公務員共済組合連合会、 日本私立学校振興・共済事業団	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
厚生労働省	雇用情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ホ	国家公務員共済組合連合会、 農林漁業団体職員共済組合 地方公務員共済組合連合会、 日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	介護保険情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方公務員共済組合連合会、 国民健康保険中央会	有		○
	後期高齢者情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方公務員共済組合連合会、 国民健康保険中央会	有		○
	国民健康保険情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方公務員共済組合連合会、 国民健康保険中央会	有		○
	住民税対象者情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ヘ	地方税電子化協議会、市町村、地方 公務員共済組合連合会	有		○
	外国送金情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	日本銀行、税務署	有		○
	外国人脱退一時金情報 ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号イ	日本銀行	有		○
	共済組合員情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令（H21.12.28厚 生労働省令第165号）第9条第17号	各都道府県社会保険労務士会	有		○
	共済受給権者情報ファイル	電算処理	日本年金機構法第38条第5項第3号ト 日本年金機構の業務運営に関する省令（H21.12.28厚 生労働省令第165号）第9条第17号	各都道府県社会保険労務士会	有		○
特許庁	産業財産権登録ファイル		国税徴収法146条の2	税務署、都道府県、市町村	無		○
			所得税法第235条第2項	税務署	無		○
			法人税法156条の2	税務署	無		○
			地方税法20条の11	市町村、都税事務所、県税事務所	無		○
国土交通省	管工事施工管理技士 ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2	弁護士会	無		○
	建設機械施工技士ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2	弁護士会	無		○
	建築施工管理技士ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2	弁護士会	無		○
	造園施工管理技士ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2	弁護士会	無		○
	電気工事施工管理技士 ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2	弁護士会	無		○
	土木施工管理技士ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2	弁護士会	無		○
	一級建築士マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2	弁護士会	無		○
	自動車損害賠償保障事 業システムファイル	電算処理	民事訴訟法第186条	地方裁判所	無		○
	自動車損害賠償保障事 業システムファイル	電算処理	生活保護法第29条	福祉事務所	無		○
	海技士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第27条第1項第4号、海難審判法第35条第2 項第3号、運輸安全委員会設置法第28条の3、年金記録 確認第三者委員会令第7条	海難審判所、運輸安全委員会、年金 記録確認地方第三者委員会	無		○
	小型船舶操縦士免許原 簿ファイル	電算処理	海難審判法第27条第1項第4号、海難審判法第35条第2 項第3号、運輸安全委員会設置法第28条の3、弁護士法 第23条の2第2項	海難審判所、運輸安全委員会、弁護 士会	無		○
	航空身体検査ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項 運輸安全委員会設置法第28条の3	弁護士会 運輸安全委員会	無	○	
	航空従事者ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項 運輸安全委員会設置法第28条の3	弁護士会 運輸安全委員会	無	○	
防衛省	駐留軍用地特措法関係 土地所有者等一覧	電算処理	所得税法第225条	沖縄国税事務所	無		○
	借料計算システム	電算処理	所得税法第225条	沖縄国税事務所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
宮内庁	通行証交付ファイル	電算処理	3号	皇居内・赤坂御用地内に入門可能な商工業者、公共団体等の職員であることを周知させるため。	皇宮警察本部	有	○	
	平成23年春の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○	
	平成23年秋の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○	
	平成23年園遊会(秋)招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため。	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
	法務省	被收容者個人データファイル(1ファイル12回)	電算処理	3号	犯罪の捜査に有効に活用されるものと認められるため。	警察庁	無	
被收容者身分帳簿(206ファイル19722回)		マニュアル処理	1号	国民健康保険事務処理のため、国民年金保険事務処理のため、生活保護受給申請のため、市県民税滞納利息免除申請のため、児童扶養手当に係る事務手続のため、保育園入園事務処理のため、住民票等の証明書取得に関する手続のため、ビザ申請事務処理のため、医療費助成事務処理のため、出所後の治療に係る情報提供のため、運転免許証申請・更新等の手続のため、住民基本台帳カード発行等の申請のため、債務利息の過払い請求に対する事務手続のため、口頭弁論期日不出頭事務処理のため、満期保険金の請求事務処理のため、奨学金返納期限猶予申請のため、住所変更申請のため、障害福祉サービス利用申請のため、児童扶養手当受給申請のため、ハードシップ免責申請のため、障害者年金申請のため、住民票・戸籍謄本請求のため、印鑑登録申請のため、自動車税手続のため、民事裁判の手続のため、保険等解約手続のため、外国人登録や住民登録手続のため。	本人	無		○
被收容者身分帳簿(482ファイル6982回)		マニュアル処理	2号	仮釈放の事務のため、出所者の所在確認のため、生活保護受給中の者の在り確認のため、児童扶養手当支給の要件確認のため、被害者に対する加害者の処遇状況等の通知のため。	地方更生保護委員会、保護観察所	無		○
被收容者身分帳簿(34ファイル1724回)		マニュアル処理	2号	収容状況確認のため、強制退去手続のため。	入国管理局	無		○
被收容者身分帳簿(18ファイル48回)		マニュアル処理	2号	国籍取得手続上の在り確認のため、民事訴訟法上必要なため、人権侵害申立に係る事務処理のため、不服審査申立てのため。	法務局	無		○
被收容者身分帳簿(3065ファイル53807回)		マニュアル処理	3号	被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知のため、加害者処遇状況等の通知のため、刑の執行終了等における検察官に対する通報のため、被收容者が死亡した場合における通報のため、仮釈放等の通知のため、重症者の通報のため、子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報提供のため、暴力団離脱に係る照会のため、親族不明の者に係る親族関係確認のため、警察法第2条第1項の規定により警察の責務とされる犯罪の捜査に有効に活用されるものと認められるため、性犯罪者出所者情報提供のため、争訟事件に係る事務手続のため、来庁調べのための在り確認、刑の執行順序変更申請のため、刑の執行停止者に関する照会、証拠品選付のための在り確認、加害者処遇状況等の通知のため、所有権放棄書徴収囑託のため、代理人選任届の徴収囑託のため、暴力団関係受刑者入出所状況の把握のため、執行猶予の取消請求のため。	検察庁、警察署、警察庁	無		○
被收容者身分帳簿(1ファイル1回)		マニュアル処理	3号	後期高齢者医療保険料減免に係る事務のため。	後期高齢者医療広域連合	無		○
被收容者身分帳簿(13ファイル211回)		マニュアル処理	3号	債権管理事務のため、就労支援のため。	公共職業安定所	無		○
被收容者身分帳簿(52ファイル190回)		マニュアル処理	3号	国税滞納処分のため、税徴収に係る所在確認のため。	国税局、税務署、都道府県、市町村	無		○
被收容者身分帳簿(97ファイル2161回)		マニュアル処理	3号	自動車損害賠償保障の事務処理のため、国の債権の管理上債務者確認のため。	国土交通省自動車交通局、運輸局、自動車整備局	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿 (952ファイル21590回)	マニュアル処理	3号	親族不明の者に係る親族関係確認のため、刑の執行終了等の場合における通報のため、国民健康保険事務処理のため、税徴収に係る所在確認のため、住民税に係る事務処理のため、児童扶養手当支給の要件確認のため、児童手当の事務処理のため、生活保護受給中の者の所在確認のため、介護保険受給中の者の所在確認のため、第三者加害事案に係る加害者の所在確認、損害賠償請求権行使のため、地方公務員災害補償法上必要なため、感染症の予防及び感染症患者の状況及び追跡調査のため、就労支援のため、措置診察の要否の検討のため、收容事務に関する照会、住民基本台帳の住民移動の届出のための入所確認のため、市税等滞納整理事務のため、生活保護手続きのため、市営住宅明け渡し届け提出のための所在確認のため、県営住宅入居者の管理にかかる所在確認のため、債権の管理のため、児童の適切な援助を確保するための児童の保護者に関する調査、児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料のため、子供の児童養護施設入所措置に係る保護者出所後の児童の処遇方法検討のため、介護保険資格要件等確認のため、介護保険料減免に係る調査のため、区画整理に係る土地所有者の所在確認のため、養護老人ホームへの入所手続のため、退職金返納に係る收容状況確認のため、選挙人名簿作成事務処理のため、居住地環境調査のため、保護者の所在確認、結核感染の把握のため、残存廃棄物の撤去等に係る本人の意向確認のための所在確認のため、県営土地改良事業(区画整理)に係る照会のため、児童の保護者の扶養状況把握のため。	都道府県、市町村、社会福祉事務所、児童相談所、年金事務所、保健所	無		○
	被收容者身分帳簿 (3ファイル6回)	マニュアル処理	3号	障害基礎年金の受給資格要件確認のため、年金受給に係る事務処理のため。	日本年金機構	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル処理	3号	土地所有者に対する補償金支払いのため。	防衛局	無		○
	被收容者身分帳簿 (8ファイル10回)	マニュアル処理	3号	損害賠償に係る求償権行使のため、保険給付に係る求償事務のため、労働災害者補償に係る事務のため、雇用保険の失業給付金詐欺に係る返還請求のため、労災認定に係る報告書作成のため。	労働局、労働基準監督署	無		○
	被收容者身分帳簿 (25ファイル1231回)	マニュアル処理	3号	犯罪被害給付関係事項照会のため、運転免許更新事務のため、特定失効者運転免許試験事務のため。	都道府県公安委員会	無		○
	被收容者身分帳簿 (5ファイル189回)	マニュアル処理	4号	医療保護入院に伴う情報提供のため、個人の病歴照会のため、国民健康保険等事務処理のため。	医療機関	無		○
	被收容者身分帳簿 (14ファイル193回)	マニュアル処理	4号	民事訴訟法上必要なため、国の債権に係る債務者照会、民事事件の手続進行上の所在確認のため、收容状況の確認のため、国の債権の管理・保全措置のため。	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 (17ファイル109回)	マニュアル処理	4号	人権侵害救済申立てに関する調査のため、不服審査申立ての調査のため。	人権擁護委員会	無		○
	被收容者身分帳簿 (49ファイル1105回)	マニュアル処理	4号	收容状況確認のため、人権救済事務処理のため、被收容者が死亡した場合における通報のため、外国人の入所通報のため、特別永住者の確認のため。	大使館、領事館	無		○
	被收容者身分帳簿 (22ファイル152回)	マニュアル処理	4号	人権救済申立人の所在確認のため、人権侵害救済申立事件に関する調査のため弁護士に対する懲戒請求事案の調査のため。	弁護士会	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル1回)	マニュアル処理	4号	法テラスに提出する報告書作成のため。	弁護士	無		○
	被收容者身分帳簿 (1ファイル3回)	マニュアル処理	4号	出所後の受け入れのため。	民間事業者	無		○
	被收容者人名簿 (5ファイル30回)	マニュアル処理	2号	強制退去手続のため。	入国管理局	無		○
	被收容者人名簿 (2ファイル9回)	マニュアル処理	2号	人権侵害申立てに係る事務処理のため、民事訴訟上必要なため。	法務局	無		○
	被收容者人名簿 (1ファイル5回)	マニュアル処理	3号	再被害を防止する上での所在確認のため。	警察署	無		○
	被收容者人名簿 (7ファイル15回)	マニュアル処理	3号	自動車損害賠償保障の事務処理のため、国の債権の管理上債務者確認のため。	国土交通省自動車交通局、運輸局	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者人名簿 (13ファイル151回)	マニュアル処理	3号	保護者の所在確認、保険料徴収に係る在所確認のため、貸金業者の登録取消処分に係る在所確認のため、税徴収等に係る在所確認のため、保険給付に係る事務のため、登記手続事務のため、県税滞納整理のため、県営住宅の管理上のため、児童扶養手当事務処理のため、児童手当の事務処理のため、国民健康保険事務手続のため、生活保護事務に必要なため、生活保護受給中の者の所在確認のため、債権管理業務のため、收容者が保護者となっている児童について児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料作成のため、乳児委託のため、生活保護の決定及び実施のため、児童等の保護者調査のため。	国税局、都道府県、市町村、社会福祉事務所、児童相談所	無		○
	被收容者人名簿 (2ファイル7回)	マニュアル処理	3号	労働保険料の事務執行手続のため、債権の管理業務に係る所在確認のため、納入督促文書(督促状)を送付する在所確認のため。	労働局、労働基準監督署	無		○
	被收容者人名簿 (2ファイル7回)	マニュアル処理	4号	民事訴訟法上必要なため、国の債権に関する債権者確認のため、損害賠償請求に係る在所確認のため、所在尋問の実施のため。	裁判所	無		○
	被收容者人名簿 (3ファイル13回)	マニュアル処理	4号	人権侵犯救済申立てに関する調査のため。	人権擁護委員会	無		○
	被收容者人名簿 (4ファイル9回)	マニュアル処理	4号	人権救済申立人の所在確認のため、人権侵害救済申立事件に関する調査のため、懲戒請求事件調査結果送達に係る在所確認のため、医療保険事務に必要なため。	弁護士会	無		○
	被收容者人名簿 (5ファイル4回)	マニュアル処理	4号	債務処理のため、原因者負担請求者の在所事実確認のため。	民間事業者	無		○
	診療録 (12ファイル255回)	マニュアル処理	1号	病歴照会のため、出所後の治療に係る情報提供のため。	本人	無		○
	診療録 (9ファイル144回)	マニュアル処理	2号	退去強制手続のため、病状照会のため。	入国管理局	無		○
	診療録 (4ファイル4回)	マニュアル処理	2号	民事訴訟法上必要なため、人権侵犯救済申立てに関する調査のため。	法務局	無		○
	診療録 (4ファイル187回)	マニュアル処理	3号	刑の執行停止申立に係る病状照会のため、刑の執行指揮に関する受刑の適否の照会のため、所有権放棄書徴収嘱託のため。	検察庁	無		○
	診療録 (15ファイル38回)	マニュアル処理	3号	感染症の予防及び感染症患者の状況及び追跡調査のため、感染症の予防及び感染症患者の健康診断のため、病状照会のため、公害健康被害の障害認定見直しのため、生活保護の決定及び実施のため、国民年金・障害者基礎年金事務手続のため、精神障害者保健福祉手帳事務手続のため。	都道府県、市町村、社会福祉事務所、保健所	無		○
	診療録 (12ファイル90回)	マニュアル処理	4号	病状照会のため。	大使館、領事館	無		○
	診療録 (3ファイル13回)	マニュアル処理	4号	人権侵害救済申立事件に関する調査のため、人権救済申立人の所在確認のため。	弁護士会	無		○
	診療録 (1ファイル1回)	マニュアル処理	4号	生活保護の調整のため。	社会福祉協議会	無		○
	診療録 (6ファイル30回)	マニュアル処理	4号	人権侵犯救済申立てに関する調査のため、人権侵害申立に係る事務処理のため。	人権擁護委員会	無		○
	診療録 (10ファイル84回)	マニュアル処理	4号	個人の病歴照会、診療情報提供等のため、障害年金申請のため。	医療機関	無		○
	診療録 (2ファイル23回)	マニュアル処理	4号	保険給付事務に係る事務及び病歴照会のため、出所後の受け入れのため。	民間事業者	無		○
	健康診断簿 (1ファイル1回)	マニュアル処理	4号	人権侵害申立に係る事務処理のため。	人権擁護委員会	無		○
	処遇調査原簿 (3ファイル271回)	マニュアル処理	3号	加害者処遇状況等の通知のため、子どもを対象とする暴力的性犯罪者等に係る受刑者の釈放等に関する情報提供のため。	検察庁	無		○
	処遇調査原簿 (1ファイル15回)	マニュアル処理	2号	被害者に対する加害者の処遇状況等の通知のため。	更生保護委員会	無		○
処遇調査原簿 (1ファイル1回)	マニュアル処理	3号	特別調整対象者を選定するため。	都道府県地域生活定着支援センター	無		○	
処遇調査原簿 (5ファイル283回)	マニュアル処理	3号	就労支援のため。	公共職業安定所	無		○	
処遇調査原簿 (1ファイル3回)	マニュアル処理	4号	人権侵犯救済申立てに関する調査のため。	人権擁護委員会	無		○	
領置金基帳 (1ファイル7回)	マニュアル処理	2号	収容状況確認のため、強制退去手続のため。	入国管理局	無		○	
領置金基帳 (3ファイル3回)	マニュアル処理	4号	国の債権に関する債権者確認のため。	裁判所	無		○	
作業報奨金計算高基帳 (3ファイル3回)	マニュアル処理	4号	国の債権に関する債権者確認のため。	裁判所	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	個別的処遇計画表(3ファイル380回)	マニュアル処理	2号	仮退院に係る事務のため。	地方更生保護委員会、保護観察所	無		○
	個別的処遇計画表(1ファイル2回)	マニュアル処理	3号	就労支援実施のため。	公共職業安定所	無		○
	個別的処遇計画表(3ファイル42回)	マニュアル処理	4号	仮退院に係る事務のため。	裁判所	無		○
	少年簿(4ファイル8回)	マニュアル処理	1号	母子手当手続、在留資格延長手続のため、運転免許証更新手続のため、生活保護受給申請のため。	本人	無		○
	少年簿(3ファイル4回)	マニュアル処理	3号	生活保護受給申請のため、心理判定結果報告のため、児童の療育手帳の判定のため。	市町村、児童相談所	無		○
	少年簿(2ファイル6回)	マニュアル処理	4号	外国人の入所通報、外国人の死亡通報、収容状況の確認のため。	大使館、領事館	無		○
	少年簿(2ファイル4回)	マニュアル処理	4号	病歴照会のため。	医療機関	無		○
	在院者人名簿(3ファイル8回)	マニュアル処理	1号	運転免許証更新手続のため、国民健康保険事務処理のため、住民税納税手続のため。	本人、本人の同意を得た保護者(法定代理人)	無		○
	在院者人名簿(1ファイル1回)	マニュアル処理	2号	ビザ再発行手続のため。	入国管理局	無		○
	在院者人名簿(1ファイル1回)	マニュアル処理	2号	外国人少年の犯罪に関する研究のため。	法務総合研究所	無		○
	在院者人名簿(2ファイル4回)	マニュアル処理	2号	被害者に対する加害者の処遇状況等の通知のため。	更生保護委員会	無		○
	在院者人名簿(7ファイル20回)	マニュアル処理	3号	国民健康保険事務処理のため、生活保護受給申請のため、障害者年金受給申請のため、兄弟の保育園入園手続のため、児童扶養手当事務処理のため、教育委員会への在所証明のため。	市町村、市立中学校	無		○
	在院者人名簿(1ファイル4回)	マニュアル処理	3号	運転免許証更新事務のため、特定失効者運転免許試験事務のため。	都道府県公安委員会	無		○
	在院者人名簿(2ファイル22回)	マニュアル処理	3号	就労支援のため。	公共職業安定所	無		○
	在院者人名簿(1ファイル8回)	マニュアル処理	4号	被害者に対する加害者の処遇状況等の通知のため。	被害者(被害者等通知制度(少年審判後の通知)による)	無		○
鑑別結果通知書(1ファイル112回)	マニュアル処理	4号	心身の調査結果報告のため。	裁判所	無		○	
日本人出帰国記録マスターファイル	電算処理	1号	本人の同意書があるため。	内閣府、防衛省	無		○	
		1号	出帰国記録等の情報提供のため。	本人	無		○	
		2号	訴訟上必要なため。	法務省民事局	無		○	
		3号	海外における邦人保護業務のため。	外務省	有		○	
		3号	「旅券番号」の提供、旅券発給業務について、旅券の二重発給を防止するため。	外務省	有		○	
		3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○	
		4号	東日本大震災後の安否確認のため。	本人の親族、本人の知人	無		○	
外国人出入国記録マスターファイル	電算処理	2号	訴訟上必要なため。	法務省民事局	無		○	
		3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○	
		3号	適正な生活保護の適用に必須であるため。	社会福祉事務所	無		○	
		4号	東日本大震災後の安否確認のため。	外国公館、都道府県、本人の親族、本人の知人	無		○	
		4号	損害賠償手続のため。	民間事業者	無		○	
外国人登録記録マスターファイル(1ファイル7回)	電算処理	4号	東日本大震災後の安否確認のため。	外国公館、都道府県、本人の親族、本人の知人	無		○	
		4号	損害賠償手続のため。	民間事業者	無		○	
回収原票記録ファイル	電算処理	2号	適正な帰化許可申請業務に必須であるため。	法務省民事局及び法務局・地方方法務局	無		○	
		3号	適正な犯歴事務等に資するため。	検察庁	無		○	
		3号	外国人登録事務等に資するため。	地方自治体	無		○	
上陸審査における個人情報提供マスターファイル(1ファイル1回)	電算処理	3号	東日本大震災後の安否確認のため。	都道府県警察本部	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 (2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
外務省	在留届ファイル(7回)	電算処理	3号	所掌事務である債権業務に係る住所確認のため。	独立行政法人住宅金融支援機構	無		○
	旅券発給原簿	マニュアル処理	3号	旅券の発給事実と出入国日本人の突き合わせを行うことにより、出入国に係る不正行為を防止するため。	法務省入国管理局	有		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	3号	旅券の発給事実と出入国日本人の突き合わせを行うことにより、出入国に係る不正行為を防止するため。	法務省入国管理局	有		○
国税庁	個人課税台帳【23ファイル】	マニュアル処理	1号	本人同意による提供の依頼があったため。	年金事務所	無		○
	個人課税台帳【57ファイル】	マニュアル処理	1号	本人同意による提供の依頼があったため。	年金記録確認地方第三者委員会	無		○
厚生労働省	災害調査復命書	マニュアル処理	3号	労働災害に関する資料に基づき工学、理学等様々な観点から専門的に分析等を行い、事業場における労働災害防止に資する結果を得るため。	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	無	○	
	労働者死傷病報告	電算処理	3号	労働災害に関する資料に基づき工学、理学等様々な観点から専門的に分析等を行い、事業場における労働災害防止に資する結果を得るため。	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	無	○	
	労働者災害補償保険年金受給者ファイル	電算処理	3号	リハビリテーション施設及び被災労働者に係る納骨堂の設置及び運営の業務が、円滑かつ能率的に行われるようにするため。	独立行政法人労働者健康福祉機構	有		○
	労働者災害補償保険年金受給者ファイル	電算処理	3号	特別弔慰金等の支給に係る業務が、円滑かつ能率的に行われるようにするため。	独立行政法人環境再生保全機構	有		○
	レセプト情報データベース	電算処理	2号	医療保険のレセプト情報等を様々な観点から分析・検討することにより、医療サービスの質の向上等を期するため。	医政局指導課	無		○
資源エネルギー庁	自家用電気工作物データベース	電算処理	3号	自家用電気工作物設置事業者に対する周知書類発送業務のため(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく業務)。	都道府県	無		○
国土交通省	船舶原簿	電算処理	3号	地方税法第389条第1項に基づく固定資産税の税額決定等のため。	総務省自治税務局固定資産税課	有		○

【開示請求の状況(処分の状況)】

2-3① 延長手続を採らずに行った処分に係るもので30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
国税庁	平成16年～22年分の所得税の確定申告書B (第一表・第二表)	H23.12.7	H24.1.6	H24.1.10	4	事務処理を失念していたため。
厚生労働省	業務災害における障害等の因果関係を調査、 認定した復命書及び添付書類一式。	H23.4.3	H23.5.7	H23.5.10	3	第三者からの意見書の提出が提出期限を超過し、大型連休の間に提出され、また、担当職員の病休も重なったため。
国土交通省	行政文書の作成理由に関する開示請求	H18.9.27	H18.10.27	H23.12.14	1874	開示請求を担当する職員が、課内で開示請求に係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、業務が多忙を極めている事に加え、担当部署において業務分担の見直し及び人事異動等があったため引継が円滑に行われなかった。 また、事実関係を確認するために照会を行う関係者及び参照する文書が広範囲にわたるほか、請求文書の内容が類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、処分庁及び関係組織との調整等に時間を要したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3② 平成23年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	難民認定申請関係書類の一部開示決定に対する不服申立て	H21.10.6	H23.8.5	668	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務(年間約4,300件)並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
	退去強制手続の供述調書等の不開示決定に対する不服申立て	H22.3.16	H23.9.1	534	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務(年間約4,300件)並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
	難民認定申請関係書類の一部開示決定に対する不服申立て	H22.3.28	H23.8.19	509	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務(年間約4,300件)並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
	公益通報処理に係る文書の一部開示決定に対する不服申立て	H23.4.15	H23.7.29	105	個人情報保護窓口担当者が1名のみであり、通常業務の事務繁忙に加え、対象保有個人情報に係る特定文書が大量であり、従来からの応対と齟齬が生じないよう入念な精査判別を要したところ、その確認に予想以上の時間を要したため。
	請求者本人に係る保有個人情報開示請求書類の不開示決定(不存在)に対する不服申立て	H23.3.23	H23.7.29	128	当該不服申立てに対する弁明書を処分庁に提出させた上、不服申立人に当該弁明書に対する反論を求めたが、不服申立人がその提出期限を延長するよう何度も要求したため。
	請求者本人に係る保有個人情報開示請求書類の不開示決定(不存在)に対する不服申立て	H23.3.23	H23.8.31	161	当該不服申立てに対する弁明書を処分庁に提出させた上、不服申立人に当該弁明書に対する反論を求めたが、不服申立人がその提出期限を延長するよう何度も要求したため。
厚生労働省	特定労働基準監督署長あての特定労働局地方労災医員協議会の意見書	H23.5.11	H23.8.11	92	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	指導助言に関する書類(平成23年度)	H23.10.11	H24.1.11	92	不服申立てを担当する職員(2名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	相談状況に関する書類(平成23年度)	H23.10.11	H24.1.11	92	不服申立てを担当する職員(2名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働局が保有する個人情報のうち、あっせんにに関する書類(平成22年度)	H23.10.11	H24.1.11	92	不服申立てを担当する職員(2名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	保有個人情報のうち指導助言に関する書類(平成21年度)	H23.10.11	H24.1.11	92	不服申立てを担当する職員(2名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定保育園に係る相談の相談票(平成22年度分)	H23.8.31	H23.12.6	97	不服申立てを担当する職員(2名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定保育園に係る相談の相談票(平成23年度分)	H23.8.31	H23.12.6	97	不服申立てを担当する職員(2名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	あっせんにに関する書類(平成23年度)	H23.10.11	H24.1.17	98	不服申立てを担当する職員(2名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	是正指導書及び業務改善命令に係る命令書、その他のすべての調査資料一式	H23.8.28	H23.12.5	99	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	指導助言に関する書類(平成22年度)	H23.10.11	H24.1.18	99	不服申立てを担当する職員(2名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	本人が行った保有個人情報開示請求に対する開示決定通知書に係る起案文書及び関係資料	H23.2.16	H23.5.27	100	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	本人が行った保有個人情報開示請求に対する開示決定通知書に係る起案文書及び関係資料	H23.2.16	H23.5.27	100	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署に提出し、不支給決定された遺族補償年金支給請求及び葬祭料請求に係る調査復命書とその添付書類	H23.7.19	H23.10.28	101	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3② 平成23年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定労働者災害補償保険審査官の決定書(乙証全部及び丙号証全部)	H23.7.22	H23.11.2	103	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が調査作成した労災調査復命書とその添付書類のすべて	H23.5.20	H23.9.2	105	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働局が行った処理に関する報告書、是正指導書、その他すべての調査資料一式	H23.8.5	H23.11.18	105	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	決定書を作成した経緯が分かる文書と役職名が分かる決裁文書	H23.2.8	H23.5.25	106	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働局(審査官)が発出した決定書に関わる証拠資料	H23.6.6	H23.9.20	106	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	決裁文書の起案者、担当課及び意思決定したことが分かる文書	H23.3.10	H23.6.28	110	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働局が保有している事務処理の決定にかかる起案文書一式	H23.11.8	H24.2.27	111	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が行った不支給決定に係る不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式	H23.7.13	H23.11.2	112	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が行った休業補償給付の不支給決定及び不支給決定に至る復命書等、関係する文書一切。	H23.8.22	H23.12.13	113	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が交付した是正勧告書(控)	H23.7.5	H23.10.27	114	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働局長が特定行政評価事務所にあてた回答	H23.4.5	H23.8.3	120	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	経過報告「口頭弁論要旨記録」	H23.8.15	H23.12.21	128	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署により不支給決定された実地調査復命書及び関連資料全て	H23.9.26	H24.2.2	129	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	労災請求に関する全ての記録	H23.11.21	H24.3.29	129	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	遺族補償給付請求及び葬祭料請求に関する実地調査復命書	H23.6.3	H23.10.12	131	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働者補償保険審査官が決定した決定書に係る審査資料	H23.8.11	H23.12.21	132	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署で保有している労災保険の審査請求関係文書一式	H23.5.10	H23.9.20	133	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	申告からは是正指導の関係書類一式	H23.2.21	H23.7.8	137	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署との文書のやりとりに関する一切の書類	H23.10.13	H24.3.1	140	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働局での請求人に対する回答	H23.7.29	H23.12.22	146	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
特定労働基準監督署の申告処理台帳及び添付書類	H23.8.31	H24.2.3	156	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。	

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3② 平成23年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	労災の不支給決定理由がわかる調査結果等の文書一式	H23.4.12	H23.9.20	161	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	労災の不支給理由がわかる調査結果等の文書一式	H23.4.12	H23.9.20	161	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労災補償保険審査官が請求者を審問した記録のすべて	H23.4.11	H23.9.20	162	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	労災請求に係る調査結果復命書等一式	H23.9.21	H24.3.19	180	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	労災審査請求にかかる決定書	H23.9.21	H24.3.22	183	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働局が保有する労災不支給決定に係るすべての記録	H23.1.11	H23.7.14	184	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	労災請求に関する全ての記録	H23.9.21	H24.3.29	190	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労基署に請求した休業補償給付請求に係る現地調査復命書及び別添資料	H23.9.5	H24.3.16	193	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	訴訟における部内で作成された関係文書一式(平成18年)	H23.5.20	H23.12.21	215	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	訴訟における部内で作成された関係文書一式(平成19年)	H23.5.20	H23.12.21	215	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が行った労働者災害補償保険療養補償給付等不支給決定にかかる関係書類一式	H23.7.22	H24.2.23	216	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	検討会の議事録	H23.1.24	H23.9.13	232	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。
	労災保険給付に係る全ての審査資料及び特定労働者災害補償保険審査参与意見	H22.8.5	H23.7.14	343	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	保険給付記録票が編綴されていた綴一式	H22.8.9	H23.8.23	379	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	労災保険審査請求にかかる審査官決定書の審査資料(甲、乙、丙号証)綴一式	H22.8.9	H23.8.23	379	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	閲覧した労災関係資料(写)の原紙が編綴されている文書綴一式	H22.8.9	H23.8.23	379	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署長が不支給決定を行うに当たって作成された保険給付調査復命書等	H22.5.12	H23.5.27	380	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定文書が請求人に関する個人情報であると判断した根拠となったもの、及び同文書を破棄したことを明らかにするもの	H22.7.20	H23.8.23	399	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	收受文書台帳にある特定文書及び同文書に関連する文書一式	H22.6.18	H23.8.23	431	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3② 平成23年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	請求人の土地に係る書類等の利用目的に関する情報の不開示決定	H18.2.20	H24.3.6	2206	不服申立てを担当する部署の決定にあたって、調整が滞るとともに、人事異動等による引継が円滑に行われなかった。 また、事実関係を確認するために照会を行う関係者及び参照する文書が広範囲にわたるほか、請求文書の内容が類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、処分庁及び関係組織との調整等に時間を要していたが、平成24年3月に諮問を行った。
	請求人の土地に関する書類の開示決定	H18.2.28	H24.3.6	2198	不服申立てを担当する部署の決定にあたって、調整が滞るとともに、人事異動等による引継が円滑に行われなかった。 また、事実関係を確認するために照会を行う関係者及び参照する文書が広範囲にわたるほか、請求文書の内容が類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、処分庁及び関係組織との調整等に時間を要していたが、平成24年3月に諮問を行った。
	請求人に係る書類に関する不開示決定	H18.3.20	H23.12.15	2096	不服申立てを担当する職員が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、業務が多忙を極めている事に加え、担当部署において業務分担の見直し及び人事異動等があったため引継が円滑に行われなかった。 また、事実関係を確認するために照会を行う関係者及び参照する文書が広範囲にわたるほか、請求文書の内容が類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、処分庁及び関係組織との調整等に時間を要していたが、平成23年12月に諮問を行った。
	建築指導に関する書類の部分開示決定	H19.1.26	H23.8.26	1673	当該案件に係る不服申立担当者(1名)が、課内で不服申立てに係る事務処理以外で複数の業務を担当していることから、業務が多忙を極めている事に加え、担当部署における人事異動等により引継や各種調整が必要となり、当該案件の業務処理に時間を要していたが、平成23年8月に諮問を行った。
	建築指導に関する書類の部分開示決定	H19.3.5	H23.8.26	1635	当該案件に係る不服申立担当者(1名)が、課内で不服申立てに係る事務処理以外で複数の業務を担当していることから、業務が多忙を極めている事に加え、担当部署における人事異動等により引継や各種調整が必要となり、当該案件の業務処理に時間を要していたが、平成23年8月に諮問を行った。
	請求人の不服申立てに関する書類の開示決定	H21.10.27	H23.6.3	584	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要していたが、平成23年6月に諮問を行った。
	請求人が申告した苦情・相談に関する書類の不開示決定	H21.11.4	H23.8.10	644	当該一連の文書不存在に対する不服案件が約10件なされた。 一連の申請による当該対象文書が約110文書あり、確認に時間を要していたが、平成23年8月に諮問を行った。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.2.8	H23.8.10	548	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要していたが、平成23年8月に諮問を行った。
	請求人が指定した書類に関する不開示決定	H23.2.28	H23.6.3	95	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延していたが、平成23年6月に諮問を行った。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3③ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
法務省	出帰国記録の開示決定に対する不服申立て	H23.2.9	416	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務(年間約4,300件)並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
	退去強制手続の供述調書等の不開示決定に対する不服申立て	H23.7.22	253	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務(年間約4,300件)並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
	退去強制手続の供述調書等の不開示決定に対する不服申立て	H23.10.19	164	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務(年間約4,300件)並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
	難民認定申請関係書類の一部の開示決定に対する不服申立て	H23.10.19	164	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務(年間約4,300件)並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
	請求者本人が提出した婚姻届に係る文書の一部不開示決定に対する不服申立て	H23.12.8	114	不服申立書が提出された処分庁からの回付が遅れたため(H24.4.20諮問)。
国土交通省	請求人が申告した苦情・相談に関する書類の不開示決定	H21.9.18	925	当該一連の文書不存在に対する不服案件が約15件なされた。一連の申請による当該対象文書が約122文書あり、確認に時間を要している。
	保有個人情報の開示決定等に関する書類の開示決定	H21.10.9	904	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人の不服申立てに関する書類の開示決定	H21.11.13	869	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	保有個人情報開示決定等に関する書類の開示決定	H21.11.13	869	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H21.11.13	869	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.2.8	782	不服申立関係業務は一人でやっており、さらに業務が多忙を極めているだけでなく、これまでになされた10件以上の不服申立について内容の異なる複数の不服申立等がなされているため、内容や経緯、事実関係について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.2.8	782	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.3.26	736	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.4.16	715	不服申立関係業務は一人でやっており、さらに業務が多忙を極めているだけでなく、これまでになされた10件以上の不服申立について内容の異なる複数の不服申立等がなされているため、内容や経緯、事実関係について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	保有個人情報の開示決定等に関する書類の開示決定	H22.5.7	694	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3③ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	請求人が指定した書類に関する開示決定	H22.7.16	624	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	保有個人情報の開示決定等に関する書類の開示決定	H22.8.4	605	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する不開示決定	H23.12.9	113	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(14件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する不開示決定	H23.12.9	113	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(14件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3④ 平成23年度に行った裁判・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁判・決定までに要した日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁判・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	在留資格認定証明書交付申請に係る提出書類の一部開示決定に対する不服申立て	H23.6.6	H23.11.24	171	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務(年間約4,300件)並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
	在留資格変更許可申請に係る提出書類等の開示決定及び不開示決定に対する不服申立て	H23.6.6	H23.11.25	172	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務(年間約4,300件)並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
	仮放免許可申請関係記録の開示決定及び不開示決定に対する不服申立て	H23.7.19	H23.11.25	129	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務(年間約4,300件)並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
厚生労働省	保有個人情報開示請求の決定処分	H23.4.21	H23.6.22	62	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が保有する情報(就業規則(変更)届等)	H23.4.21	H23.6.22	62	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が保有する情報(申告関係のすべて)	H23.4.21	H23.6.22	62	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	療養補償給付の業務上外にかかる実地調査復命書	H23.7.7	H23.9.7	62	当該不服申立ての担当課である労働基準局労働災害補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働監督署の調査結果。申告処理台帳とその書類	H23.5.19	H23.7.28	70	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署の申告処理台帳及び添付資料	H23.5.19	H23.7.28	70	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署の労働基準監督官が発行した是正勧告書(控)	H23.10.25	H24.2.6	104	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が発行した是正勧告書(控)	H23.10.25	H24.2.6	104	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が交付した是正勧告書に対して、提出された文書	H23.10.25	H24.2.6	104	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が発行した是正勧告書(控)	H23.10.25	H24.2.6	104	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が交付した是正勧告書に対して、交付先より提出された報告書	H23.10.25	H24.2.6	104	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が交付した是正勧告書に対して、交付先より提出された報告書	H23.10.25	H24.2.6	104	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が提出した是正指示文書(控)	H23.10.25	H24.2.6	104	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	申告処理台帳及び監督復命書とこれに添付されている書類一式	H23.9.8	H23.12.22	105	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署が調査した復命書	H23.5.19	H23.9.7	111	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署に申告をした件に関する書類	H23.7.28	H23.12.9	134	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署に申告した件に関する書類	H23.7.28	H23.12.9	134	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3④ 平成23年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	特定労働基準監督署に申告した件に関する書類一式	H23.8.4	H23.12.22	140	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	労働災害事故に関する是正報告書等に関する資料	H23.7.28	H23.12.22	147	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	労働災害事故に関する災害発生原因調査関係書類	H23.7.28	H23.12.26	151	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署の申告処理台帳及びその添付資料	H23.7.7	H23.12.9	155	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署の申告処理台帳とその添付書類	H23.7.7	H23.12.9	155	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署の申告処理台帳とその添付書類及び調査資料	H23.7.7	H23.12.9	155	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	労災事故に関する監督復命書	H23.6.9	H23.11.15	159	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署の申告処理台帳及び添付資料	H23.6.9	H23.11.15	159	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署の申告処理台帳とその添付書類	H23.6.9	H23.11.15	159	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。
	特定労働基準監督署の申告処理台帳一式及び調査結果等の文書一式	H23.7.7	H23.12.19	165	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。

2-3⑤調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中の事案のうち、答申を受けてからの経過日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情
厚生労働省	取下げ請求したとする根拠を示す証拠等	H23.9.8	205	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延した。

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3⑥ 平成23年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	調査復命書及び調査資料	H23.1.21	H23.9.13	235	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。
	訴訟関係文書	H23.1.21	H23.9.13	235	当該不服申立ての担当課である労働基準局労災補償部補償課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約90件)し、事務処理が遅延したため。

2-3⑦ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	出帰国記録等の不訂正決定に対する不服申立て	H23.5.25	311	不服申立て事務担当職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務(年間約4,300件)並びに他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務するなど、所管業務が著しく繁忙であるため。
国土交通省	請求人の開示実施に係る文書の不訂正決定について	H22.6.22	648	行政機関情報公開法関連の不服申立てを統括する業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等(12件)がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。

2-3⑧ 平成23年度中に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	特定労働基準監督署が発行した是正勧告書(控)	H23.5.19	H23.7.28	70	当該不服申立ての担当課である労働基準局監督課に、不服申立事案(内閣府審査会に諮問中の事案含む)が著しく集中(年間約40件)し、事務処理が遅延したため。

【利用停止請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

2-3⑨ 平成22年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	請求人の自認書	H23.4.12	H23.8.3	113	不服申立てを担当する職員(1名)が、課内で不服申立てに係る事案処理以外で、複数の業務を兼務していることから、著しく業務繁忙となり、当該案件の事務処理が遅延したため。

【訴訟の状況】
2-3⑩ 訴訟の状況

<第1審>

1. 平成23年度中に提訴された事件

機関名	提訴年月日	裁判所	行政庁
警察庁	H24.1.12	東京地裁	警察庁長官
法務省	H23.12.10	東京地裁	法務大臣
	H24.1.27	東京地裁	法務大臣
	H24.1.27	東京地裁	法務大臣
	H24.1.27	東京地裁	法務大臣
	H23.5.31	東京地裁	津保護観察所長
	H23.5.31	東京地裁	横浜地方法務局長
	H23.5.6	東京地裁	横浜保護観察所長
	H23.5.16	東京地裁	静岡保護観察所長
	H23.5.31	東京地裁	千葉保護観察所長
	H23.5.30	東京地裁	中部地方更正保護委員会委員長
	H23.5.25	東京地裁	名古屋保護観察所長
	H23.5.25	東京地裁	名古屋法務局長
	H23.11.4	千葉地裁	千葉地方法務局長
	H23.7.8	東京地裁	静岡地方法務局長
	H23.5.31	東京地裁	千葉地方法務局長
	H22.8.22	東京地裁	東京矯正管区長
国税庁	H23.6.6	京都地裁	下京税務署長・国税庁長官
	H23.6.6	京都地裁	下京税務署長・国税庁長官
	H23.6.6	京都地裁	下京税務署長・国税庁長官
	H23.6.6	京都地裁	下京税務署長・国税庁長官
厚生労働省	H23.7.13	津地裁	三重労働局長
	H23.4.20	名古屋地裁	愛知労働局長
	H23.10.3	横浜地裁	神奈川労働局長

2. 平成23年度中に言い渡された判決

機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	東京地裁	静岡地方法務局長	H23.10.26	<部分開示決定取消等請求事件> 保有個人情報の一部開示決定の取消を求めたもの。	訴え却下	平成23年11月8日控訴
	仙台地裁	仙台法務局長	H23.12.19	<保有個人情報一部不開示処分取消及び保有個人情報開示処分義務付け請求事件> 人権相談課の開示請求に対する一部開示決定の取消及び全部開示を求めたもの。	訴え一部却下 請求一部棄却	平成23年12月28日控訴
	東京地裁	津保護観察所長	H23.12.20	<保有個人情報開示請求事件> 本人に係る保有個人情報(保護観察処分を受けたことの有無と入所履歴と期間)を開示するよう求めたもの。	訴え一部却下 請求一部棄却	平成24年1月4日控訴
	東京地裁	横浜地方法務局長	H23.12.20	<個人情報開示等請求事件> 保有個人情報の「全部」の開示請求に対し、補正を求めたが補正されなかったため不開示決定をした。本件決定の適法性が争点である。	訴え一部却下 請求一部棄却	平成24年2月20日控訴
	東京地裁	千葉地方法務局長	H23.12.20	<個人情報開示請求事件> 保有個人情報の「全部」の開示請求に対し、補正を求めたが、補正されなかったため、不開示とした処分の取消及び全部開示を求めたもの。	訴え一部却下 請求一部棄却	平成24年1月4日控訴
	東京地裁	横浜保護観察所長	H24.1.25	<保有個人情報開示等請求事件> 開示請求書に形式上の不備があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正がされなかったことを理由として、法18条2項の規定により不開示とした処分の取消しと保有個人情報を開示すべき旨を命ずることを求めたもの。	保有個人情報を開示すべき旨を命ずることを求めた部分を却下。その余の請求を棄却	平成24年2月6日控訴
	東京地裁	静岡保護観察所長	H24.1.25	<保有個人情報開示等請求事件> 開示請求書に形式上の不備があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正がされなかったことを理由として、法18条2項の規定により不開示とした処分の取消しと保有個人情報を開示すべき旨を命ずることを求めたもの。	保有個人情報を開示すべき旨を命ずることを求めた部分を却下。その余の請求を棄却	
	東京地裁	千葉保護観察所長	H24.2.9	<保有個人情報開示請求事件> 本人に係る保有個人情報(保護観察処分を受けたことの有無と入所履歴と期間)を開示するよう求めたもの。	請求棄却	平成24年2月22日控訴
	東京地裁	中部地方更生保護委員会委員長	H24.2.9	<保有個人情報開示請求事件> 本人に係る保有個人情報(全部)を開示するよう求めたもの。	請求棄却	平成24年2月22日控訴
	東京地裁	名古屋保護観察所長	H24.2.9	<保有個人情報開示請求事件>本人に係る保有個人情報(保護観察処分を受けたことの有無と入所履歴と期間)を開示するよう求めたもの。	請求棄却	
	東京地裁	名古屋法務局長	H24.2.9	<個人情報開示請求等請求事件> 「名古屋法務局が保有している請求者に係る保有個人情報開示請求書類及び附属書類すべて」の開示請求に対する不開示決定の取消を求めたもの。	請求棄却	平成24年2月22日控訴
	東京地裁	東京矯正管区長	H24.2.9	<個人情報開示請求等請求事件> 保有個人情報の「全部」の開示請求に対し、補正を求めたが、補正されなかったため、不開示とした処分の取消を求めたもの。	訴え却下	平成24年4月17日控訴 平成24年6月27日控訴棄却 平成24年7月20日上告、上告受理申立 平成24年9月26日上告、上告受理申立却下 (出訴期間経過後に提起された不適法なもの)
	財務省	東京地裁	財務大臣	H23.12.16	<情報不開示決定処分取消等請求事件> 財務省大臣官房秘書課監察官が原告に対して実施した面談の録音及びその内容を記録した聴取書にかかる開示請求について、不開示とした処分の取消しを求めたもの。	訴え却下
国税庁	京都地裁	下京税務署長・国税庁長官	H24.2.29	<保有個人情報非開示決定取消請求事件> 特定期間に被告が収集した原告の個人情報の開示請求に対する不開示決定の取消し及び当該不開示決定を不服として行った審査請求に対する却下裁判(審査請求期間の経過)の取消しを求めるもの。	訴え却下、請求棄却	原処分に係る部分は却下、裁判に係る部分は棄却
	京都地裁	下京税務署長・国税庁長官	H24.2.29	<保有個人情報非開示決定取消請求事件> 特定期間に被告が収集した原告の個人情報の開示請求に対する不開示決定の取消し及び当該不開示決定を不服として行った審査請求に対する却下裁判(審査請求期間の経過)の取消しを求めるもの。	訴え却下、請求棄却	原処分に係る部分は却下、裁判に係る部分は棄却
	京都地裁	下京税務署長・国税庁長官	H24.1.20	<保有個人情報非開示決定取消請求事件> 特定期間に被告が収集した原告の個人情報の開示請求に対する不開示決定の取消し及び当該不開示決定を不服として行った審査請求に対する却下裁判(審査請求期間の経過)の取消しを求めるもの。	訴え却下、請求棄却	原処分に係る部分は却下、裁判に係る部分は棄却
	京都地裁	下京税務署長・国税庁長官	H24.1.20	<保有個人情報非開示決定取消請求事件> 特定期間に被告が収集した原告の個人情報の開示請求に対する不開示決定の取消し及び当該不開示決定を不服として行った審査請求に対する却下裁判(審査請求期間の経過)の取消しを求めるもの。	訴え却下、請求棄却	原処分に係る部分は却下、裁判に係る部分は棄却
厚生労働省	名古屋地裁	愛知労働局長	H24.3.28	<保有個人情報開示変更等決定処分取消請求事件> ・原告は、監督署から事業場あての是正勧告書について個人情報保護法に基づく開示請求を行った。 ・処分庁は、開示請求者に対し、開示決定を行うとともに一部について個人情報保護法14条2号、3号イ、5号及び7号に該当することから不開示決定処分を行った。 ・原告は、この不開示決定処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	
	東京地裁	東京労働局長	H23.7.1	<裁判取消訴訟> <訴えの追加的併合申立訴訟> ・原告は、原告に係る労災補償給付に関する情報が記載された文書について個人情報保護法に基づく開示請求を行った。 ・処分庁は、開示請求者に対し、保有していないとして不開示決定処分を行った。 ・原告は、この不開示決定処分の取消しを求め、開示の義務付けを求めたもの。	請求棄却	平成23年7月13日控訴
	東京地裁	東京労働局長	H23.12.16	<不開示処分取消等請求訴訟> ・原告は、原告に係る労災請求書、訴訟における証拠資料、不支給決定に係る個人情報、保険給付記録票について個人情報保護法に基づく開示請求を行った。 ・処分庁は、開示請求者に対し、未取得又は廃棄により保有していないとして全部不開示決定処分を行った。 ・原告は、この不開示決定処分の取消しを求め、開示の義務付けを求めたもの。	訴え一部却下 請求一部棄却	

